

平成十八年二月十三日提出  
質問第六四号

外務省におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省におけるセクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）に関する再質問主意書

標記案件に関しては、既に平成十八年一月三十日に質問主意書を提出し、内閣から同年二月七日付で答弁書を受領したが、その後、新たな事実関係に関する情報を入手したことにともない追加質問する。

一 一九九六年六月より、異性に対して、頻繁に無言電話をかける等のセクシャルハラスメント行為により一九九七年三月に国家公務員法上の処分を受けた外務省職員がいるか。いるならば当該職員にはどのような処分がなされたか。処分については公表されたか。

二 一九九五年四月一日以降、二〇〇四年三月三十一日までに、外務省人事当局に対してなされたセクシャルハラスメントに関する苦情の申し出及び相談の件数は何件か。年度毎の件数を示されたい。

三 一九九五年四月一日以降、二〇〇〇年三月三十一日までに外務省職員で、セクシャルハラスメントで国家公務員法もしくは外務省内規によって処分された者はいるか。いる場合、年度毎の人数を国家公務員法による処分者数、内規上の処分者数、国内職員、在外職員、性別に示されたい。

右質問する。